

速度取締り指針

交通の要所を管轄する米原警察署として以下の方針により、速度取締りを実施し、交通事故の抑止を図る。

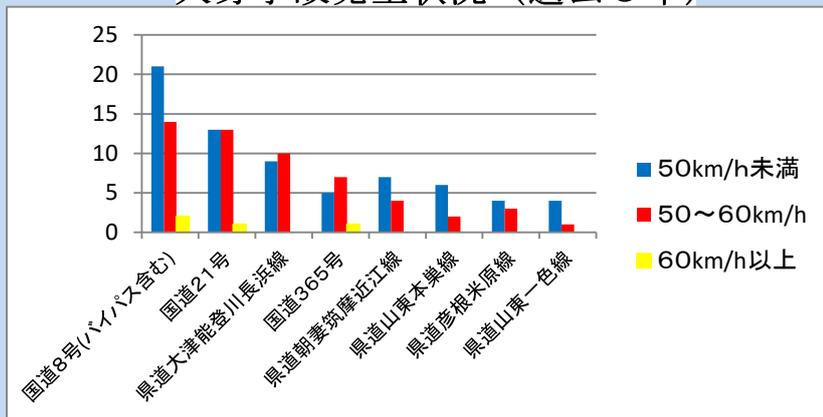
米原警察署の速度取締り重点

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道8号(米原バイパスを含む) 県道彦根米原線 県道山東一色線	8:00 ~ 18:00	国道8号【入江地区】 県道彦根米原線【磯地区】 県道山東一色線【夫馬地区】	国道8号:法定(一部50km/h) 県道彦根米原線:50km/h 県道山東一色線:50km/h

★ 重点以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがある。

米原警察署管内における交通事故実態

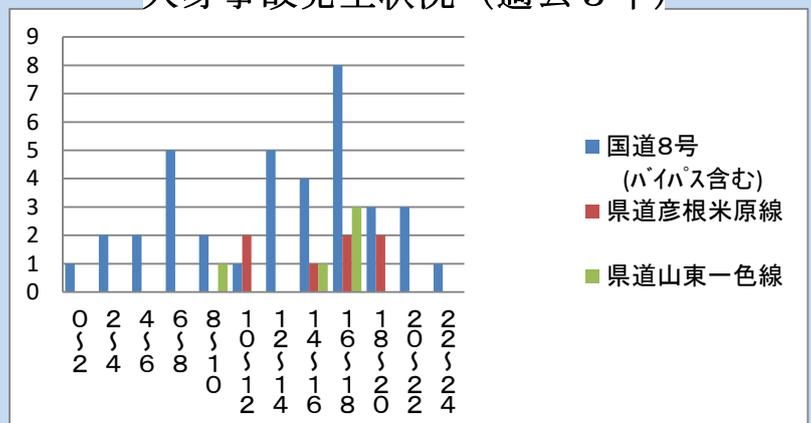
主な幹線道路別危険認知速度別 人身事故発生状況 (過去3年)



▼主な幹線道路別に過去3年間の人身事故発生状況は、国道8号(バイパスを含む。)での発生が最も多く、次いで国道21号で事故が発生している。

▼危険認知速度は、国道等の各路線において50km/h以上の高速度での事故が発生している。
(※危険認知速度とは、事故発生時の車両の速度をいう)

重点路線における時間帯別 人身事故発生状況 (過去3年)



▼過去3年間の時間帯別人身事故発生状況は、8時~18時の時間帯に全体の約61%と半数以上が発生している。

~令和6年中の人身事故発生状況~

- 米原警察署管内では令和6年中、人身事故は62件発生し+5件と増加したが、死亡事故は1件で1件減少した。
- 令和5年中と比較して、重傷事故が2件、軽傷事故が4件増加しており、重大事故の発生が懸念される。

その他の交通指導取締り要点

管内の各国道、県道等の幹線道路における出会い頭事故が増加していることから、幹線道路周辺における信号無視、一時不停止等の交差点関連違反と、重大事故に直結する歩行者妨害違反の交通指導取締りを強化する。また、飲酒運転を根絶するため、車両及び自転車運転者の飲酒運転に対する指導取締りを強化する。